

4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 居住水準の向上

国民が生涯を通じて快適で充実した住生活を営めるよう、その基盤となる住宅の質的向上が求められている。また、個人のライフスタイルの変化に対応した住み替えを可能とするため、良質で豊富な住宅ストックの形成が重要となっている。

こうした考えの下、「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13年3月閣議決定。計画期間：13～17年度)においては、基本課題の一つとして、「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」を掲げている。これに基づき、高齢者等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等の医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、安定的で質の高い居住の確保を図っている。また、民間活力を活用し、高齢者が安心して居住できる住宅市場の環境整備を推進するとともに、既存の住宅ストックの活用を図りつつ、高齢者が居住しやすい住宅の効率的な供給を促進している。さらに、住宅性能水準を設け、特に高齢者等への配慮として、住宅のバリアフリー化の目標を設定している(表2-3-33)。

(イ) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、住宅金融公庫融資及び勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

表 2 - 3 - 33 第八期住宅建設五箇年計画の目標

- (1) 居住水準の目標
 誘導居住水準(住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針)
 平成27年度を目途に全世帯の2/3(15年速報:52.2%)
 平成22年度を目途に全都市圏の半数の世帯の達成
 (全都市圏のうち、達成率が最も低い関東大都市圏の場合 15年速報:44.4%)
 最低居住水準(健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準)
 早期解消に努める(15年速報:4.2%)
- (2) 住宅性能水準
 耐震性、防火性等住宅性能に係る水準を明示。特にバリアフリー化の目標を設定
 平成27年度の住宅のバリアフリー化の目標
 「手すりの設置」、「広い廊下」、「段差の解消」を備えた住宅ストック:2割(15年:3.4%)
 居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォームがなされた住宅:2割
- (3) 住環境水準
 (4) 住宅建設戸数

資料:国土交通省

(ウ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための 支援制度の活用等

高齢者世帯の増加に対応するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。)に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図っている。

また、平成15年度には、高齢者等の住宅資産を賃貸住宅として活用・支援するための預かり家賃の保証制度を創設した。

(エ) 公共賃貸住宅の適切な供給

公共賃貸住宅の供給は、民間による賃貸住宅の供給を補完するものであり、公営住宅、都市機構住宅、公社賃貸住宅等それぞれの目的に応じた住宅の供給に努めている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的に整備が行われており、平成15年度末のストックは約219万戸となっている。

都市機構住宅は、大都市地域等においてファミリー向け賃貸住宅を中心として独立行政法人都市再生機構(平成16年7月に旧都市基盤整備公団から移行)が供給しており、平成15年度末

の管理戸数は約77万戸となっている。

公社賃貸住宅は、地方住宅供給公社により、地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、住宅金融公庫融資や地方公共団体融資等の資金を活用して供給されており、平成15年度末の管理戸数は約14万戸となっている。

また、既設公営住宅及び既設都市機構住宅について高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の改善を推進するとともに、特に老朽化した公共賃貸住宅については、居住水準の向上等を図るため、建て替えを計画的に推進している。

(オ) 住宅市場の環境整備

ライフステージに応じた住み替えや買い換えを通じて既存住宅ストックを十二分に活用し得るような市場を整備するため、平成13年8月に策定した「住宅市場整備行動計画(アクションプログラム)」に基づき中古住宅市場、住宅リフォーム市場等の環境整備に向けた施策を展開している。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

高齢者の多様な居住形態に対応した住宅供給

を促進していく必要があるため、住宅金融公庫において、高齢者同居世帯等に対して住宅建設購入資金の割増貸付けを実施するとともに、親の住宅を子が債務者となって建設する場合等に融資を行う住まいひろがり特別融資（親族居住型）親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

（イ）高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、登録された賃貸住宅（登録住宅）に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度及び登録住宅の共用部分のバリアフリー化に対して補助を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図っている。

（ウ）高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公共賃貸住宅については、高齢者のニーズに対応するため、公営住宅において、高齢者世帯を優先入居の対象とする老人世帯向公営住宅を供給している。また、50歳以上の者については単身入居を認めるとともに、高齢者世帯の入居収入基準を地方公共団体の裁量で一定額まで引き上げることが可能にしている。

都市機構住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、募集時に当選率を優遇するとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている（表2-3-34）。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

（ア）高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、高齢者が安心して住み続けることができるよう、「高齢者が居住する住宅の設計に係

表2-3-34 公営住宅等の高齢者向け住宅建設戸数

年度	老人世帯向公営住宅建設戸数	公団（現都市機構）住宅の優遇措置戸数			住宅金融公庫の割増貸付け戸数
		賃貸	分譲	計	
平成2年度	937	2,665	684	3,349	-
3	1,109	2,014	608	2,622	21,498
4	1,324	2,088	221	2,309	27,934
5	2,178	2,096	217	2,313	57,795
6	1,438	1,658	796	2,454	80,365
7	2,032	2,532	572	3,104	20,593
8	1,941	3,146	442	3,588	55,951
9	1,563	3,198	485	3,683	38,689
10	2,057	3,143	571	3,714	34,832
11	2,333	4,349	531	4,880	11,831
12	1,476	8,265 (2,317)	212	8,477	4,951
13	1,216	10,344 (4,963)	123	10,467	2,822
14	1,203	8,959 (4,117)	149	9,108	1,115
15	627	7,574 (3,524)	45	7,619	558

資料：国土交通省

（注1）平成13～15年度の老人世帯向公営住宅建設戸数については実績見込みである。

（注2）公団住宅（現都市機構住宅）の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

（注3）優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

（注4）（ ）内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

（注5）住宅金融公庫の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である。

表 2 - 3 - 35 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針の概要

趣旨
・高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるような住宅の設計に関する指針を定めるもの。
主な内容
・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室等はできる限り同一階に配置
・住戸内の床は、原則として段差のない構造
・階段、浴室、便所には手すりを設置、玄関、脱衣室等には手すりの設置又は設置準備
・通路、出入口は、介助用車いすの使用に配慮した幅員(通路78cm以上、出入口75cm以上)
・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

資料：国土交通省

る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)の普及など住宅のバリアフリー化の施策を積極的に展開している(表2-3-35)。

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者によるバリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅の供給促進を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度や、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して住宅金融公庫等の金融機関が行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。

住宅金融公庫においては、高齢者に対応した構造・仕様等をあらかじめ備えた住宅に対して割増貸付けを行うとともに、バリアフリー化工事等を施した住宅の建設・購入及びバリアフリー化工事等を行う住宅改良に対して貸付条件の優遇を行っている。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅(不良住宅密集地区の改良等による住宅)及び都市機構住宅について、段差の解

消等の高齢化に対応した仕様を標準化している。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について補助の対象としている。都市機構住宅についても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準としている。

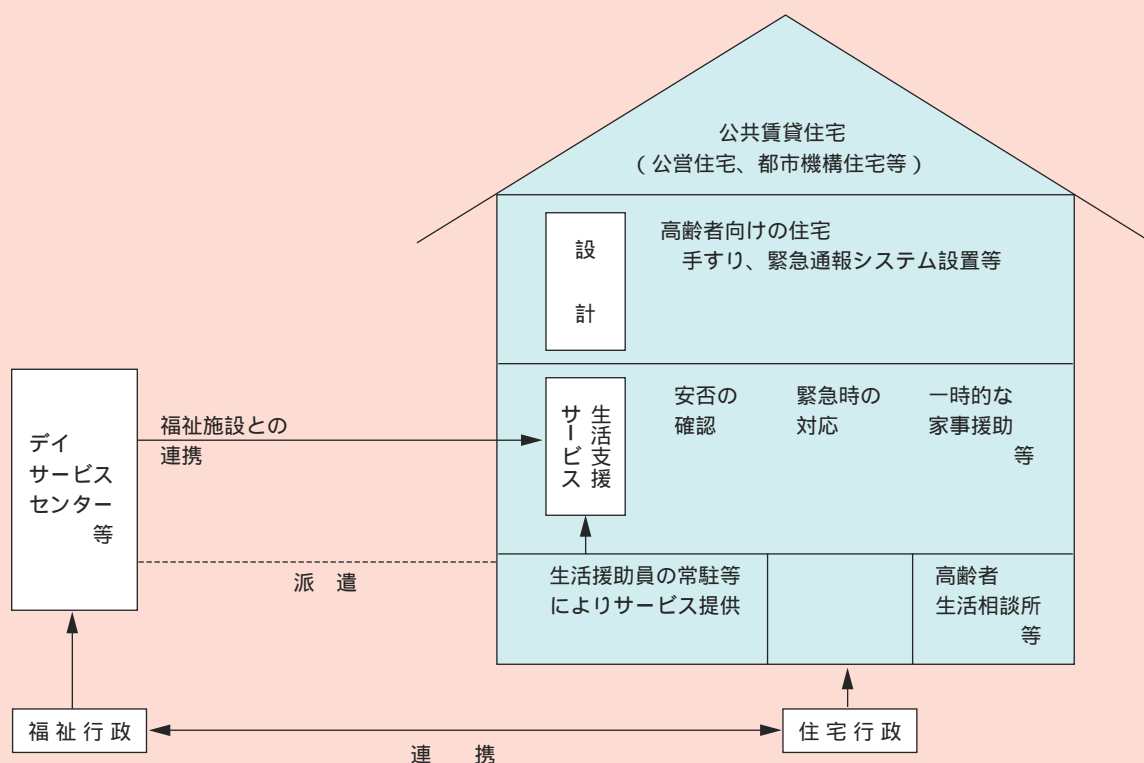
(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立かつ安心して在宅生活を営めるようにするためには、住宅設備等のハード面での配慮に加えて、医療・福祉サービスといったソフト面からも生活の支援を行っていくことが重要である。このため、福祉施策との連携を図りつつ、高齢者向けの公共賃貸住宅の整備を積極的に推進している。

シルバーハウジング・プロジェクト事業として、日常生活上自立可能な高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯、高齢者夫婦世帯等を対象に、LSA(ライフサポートアドバイザー：生活援助員)による日常の生活指導や安否確認などのサービスが受けられ、かつ、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給を推進しており、建設費等の補助を行っている。平成15年度末現在、698団地、1万8,984戸を管理している。また、民間の土地所有者等が供給する高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者居住法に基づく登録住宅についても、生活援助員の派遣に対し補助を行っている(図2-3-36)。

さらに、高齢者住宅対策など、地域特性に応じた住宅対策の目標、具体的施策の展開方針等を内容とする地方公共団体による住宅マスタープランの策定に対して補助を行っている。

図2-3-36 シルバーハウジング・プロジェクトの概念図



資料：国土交通省

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等誰もが社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活できる社会の実現に向けて、平成16年6月に決定された「バリアフリー化推進要綱」(バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)を指針として、政府一体となって社会のバリアフリー化の推進に取り組んでいる。

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面的に整備している(表2-3-37)。

高齢者でも利用しやすいように、ボタンや取り出し口が低く設計された自動販売機



表 2 - 3 - 37 高齢者に配慮したまちづくりの総合的な推進

事業の名称	事業の概要
健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業	高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう、地方公共団体が行う高齢社会に対応した地域社会の形成に関する基本計画の策定を促進する。
人にやさしいまちづくり事業	高齢者に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。
バリアフリーのまちづくり事業	障害者や高齢者などの当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づき必要な既存公共施設の環境改善を実施し、併せてバリアフリー化された施設等の情報を提供することにより、すべての人々が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりの整備を図る。
共生のまちづくり推進	地方公共団体が行う、高齢者、障害者、児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための取組に対し、支援を行う。

資料：厚生労働省、国土交通省、総務省

表 2 - 3 - 38 交通バリアフリー法に基づく基本方針に定められたバリアフリー化の目標

バリアフリー化の目標

- 1 旅客施設

2010年までに、1日当たりの平均的な利用者の数が5,000人以上の原則としてすべての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、

 - (1) 段差の解消
 - (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備
 - (3) 身体障害者用のトイレの設置等のバリアフリー化を実施する。
- 2 車両等

2010年までに、以下のバリアフリー化を達成する。

車両等の種類	車両等の総数	バリアフリー化される車両等の数
鉄軌道車両	約51,000	約15,000(約30%)
乗合バス車両	約60,000	原則として、10～15年で低床化された車両に代替 (うちノンステップバス 約12,000～15,000(20～25%))
旅客船	約1,100	約550(約50%)
航空機	約420	約180(約40%)
- 3 一般交通用施設

重点整備地区の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として2010年までに移動円滑化を実施する。
- 4 2010年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等のバリアフリー化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

資料：国家公安委員会、総務省、国土交通省

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

高齢者の自立と社会参加の要請に対応するため、高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で移動できるよう、公共交通機関のバリアフリー化と歩行環境の改善に向けて、様々な施策を講じている。

(ア) 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。)は、交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改造及び車両等の新規導入に際し、移動円滑化基準への適合を義務付け

るとともに、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の主な道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。

同法に基づき、バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した、移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号）が策定されている。（表2-3-38）。このうち、平成16年10月に、市町村が作成する基本構想の指針となるべき事項について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について配慮されるよう基本方針を改正しその旨を明確化した。

交通バリアフリー法に基づく基本構想については、約200の市町村が作成を予定しており（平成16年10月末日現在）これまでに、大阪府柏原市、神奈川県小田原市、愛知県名古屋市等の173市町村（基本構想数は189）において作成されたものを受理した（17年3月末日現在）。

（イ）ガイドライン等の策定

公共交通機関の旅客施設、車両等について、バリアフリー化の望ましい内容を示し、交通事業者等がバリアフリー化を進める際の目安としてもらうことにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、旅客施設については、平成13年8月に策定した「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に基づきバリアフリー化を実施するとともに、本ガイドラインの検討過程において残された課題に対応するため、14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定し、同年12月には、視覚障害者誘導用ブロックに関する

ガイドラインを取りまとめた。

車両等については、平成12年12月に策定した「旅客船バリアフリー～設計マニュアル～」、13年3月に策定した「公共交通機関の車両に関するモデルデザイン」、15年3月に策定した「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」に基づきそれぞれバリアフリー化を進めた。このうちノンステップバスについては、16年1月に標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設した。

さらに、歩行空間について、交通バリアフリー法に基づく道路の移動円滑化基準の具体的な考え方等を解説した「道路の移動円滑化整備ガイドライン（平成14年12月策定）」を踏まえ、バリアフリー化を推進している。また、重点整備地区以外の歩道においても、バリアフリーの観点を踏まえた整備を行うため、「歩道の一般的構造に関する基準」（都市・地域整備局長、道路局長通達）を平成17年2月に改正した。

（ウ）公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動の円滑化を図るため、駅・空港等の公共交通ターミナルのエレベーターの設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入などを推進している（表2-3-39）。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター等バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーター等の設置について、税制上の特例措置を講じている。

また、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行っているほか、ノンステップバス、リフト付バス・タクシー、スロープ付タクシー、低床型路面電車の導入について、

表 2 - 3 - 39 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

(1) 旅客施設のバリアフリー化の状況(注1)

	1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数	平成15年度末		1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成15年度末 身体障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,735	1,200 (43.9%)	2,048 (74.9%)	2,605	540 (20.7%)
バスターミナル	43	31 (72.1%)	26 (60.5%)	35	15 (42.9%)
旅客船ターミナル	8	6 (75.0%)	4 (50.0%)	8	3 (37.5%)
航空旅客ターミナル	20	1 (5.0%) (100%注2)	9 (45.0%)	20	8 (40.0%)

(注1) 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字。

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5メートル以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は58.1%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は68.6%となっている。

(注2) 航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は、平成13年3月末までに100%達成されている。

(2) 車両等のバリアフリー化の状況

	車両等の総数	平成15年度末 移動円滑化基準に 適合している車両等
鉄軌道車両	51,005	12,086 (23.7%)
低床バス	58,335	10,492 (18.0%)
うちノンステップバス		5,432 (9.3%)
旅客船	1,137	50 (4.4%)
航空機	473	152 (32.1%)

(注) 「移動円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する移動円滑化基準への適合をもって算定

(3) 福祉タクシーの導入状況

平成15年度末 4,574両

(タクシー車両総数 267,141両)

資料：国土交通省

税制上の特例措置を講じている。

そのほか、狭軌の路面電車の超低床を実現するため、低床型路面電車(LRT)の狭軌超低床化に関する技術開発を支援している。

(エ) 歩行空間の形成

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区において、面的かつ総合的な事故対策の実施により歩行者等の安全通行を確保するあんしん歩行エリアを中心に、幅の広い歩道等の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、上下移動の負担を軽減するためのスロープや昇降装置付きの立体横断施設の設置、歩行者用案内標識の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、生活道路における通過交通の進入、速度の抑制及び幹線道路における交通流の円滑化を図るための

信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、バリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用、携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供、信号機の青時間の延長等を行う歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備、信号灯器のLED(発光ダイオード)化を推進し、高齢歩行者等の安全の確保を図っている。

また、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備と車道の中央線抹消による車両の走行速度の抑制対策を実施している。

また、住居系地区等において、通過交通の排除を徹底して、車よりも歩行者等の安全・快適な利用を優先し、沿道と協働した道路緑化、無電柱化等による質の高い生活環境を創出する「くらしのみちゾーン」を形成するため、平成17年3月までに意欲の高い49地区を登録し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施している。

さらに、積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要なところにおいて、歩道除雪の充実、消雪施設等の整備を図っている。

そのほか、最先端の情報通信技術（IT）を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進している。

（オ）道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、付加車線（ゆずりあい車線）の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を行っている。

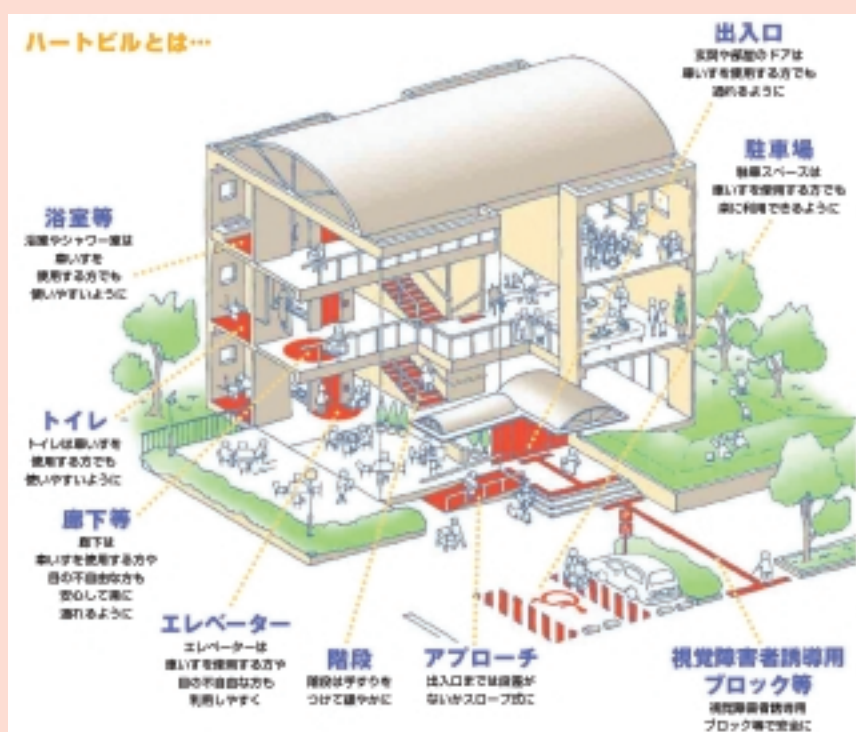
（カ）交通バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人が交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、だれもが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「交通バリアフリー教室」を実施するなどソフト面での取組を推進している。

ウ 建築物・公共施設等の改善

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）に基づき、高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、不特定多数の者又は主に高齢者等が利用する特定の建築物の一定の新築・増改築の際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推

図2-3-40 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物のイメージ



資料：国土交通省

進している。また、優良な建築計画については所管行政庁が認定をすることができ、これにより認定を受けた建築物については、補助制度、融資制度、税制上の特例等の支援措置を講じ、整備の促進を図っている（図2-3-40）。

ハートビル法に基づき認定を受けた建築物に対しては、補助、日本政策投資銀行等による融資及び税制上の特例措置を実施している（図2-3-41）。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター（延べ面積1,000㎡以上の施設を対象）等の改修を積極的に実施している。

エ 福祉施策との連携

高齢者に配慮したまちづくりを一層効果的に推進していくため、福祉施策との連携を図りつつ、施策を展開している。

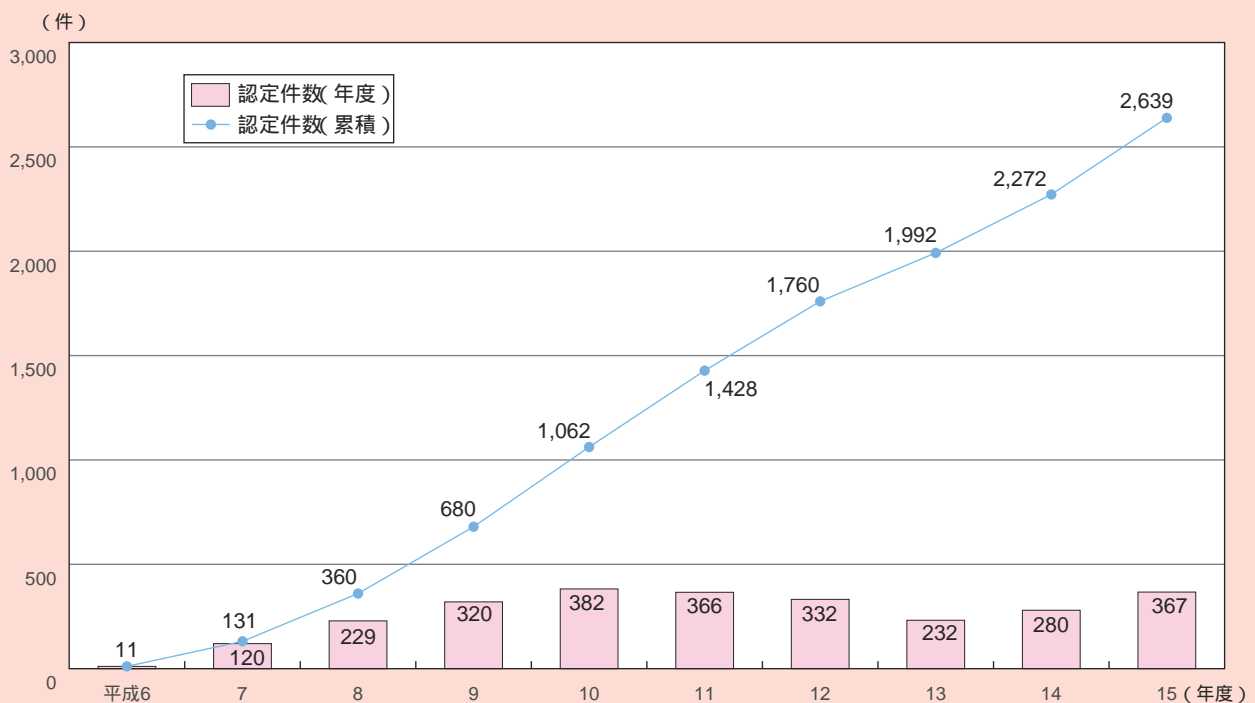
大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して、社会福祉施設等の併設を原則化しているほか、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。

農山漁村においては、ほ場整備による福祉施設の用地の創出、農園等との一体的整備を行った。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

「第7次交通安全基本計画」（平成13年3月中央交通安全対策会議決定。計画期間：13～17年度）、「本格的な高齢社会への移行に向けた総

図2-3-41 ハートビル法に基づく認定実績



資料：国土交通省

合的な高齢者交通安全対策について」(平成15年3月交通対策本部決定)及び「社会資本整備重点計画」(平成15年10月閣議決定。計画期間:15~19年度)に基づき、高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策、高齢運転者の交通安全対策、市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化を重点として、ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備、車両安全対策による歩行者保護等、交通安全教育及び広報啓発の徹底、高齢運転者に対する講習等の充実、他の世代の運転者に対する働きかけ等の対策を推進するとともに、高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)の資質向上と活性化を含め、地域社会、家庭、学校等における交通安全対策を推進している。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者を犯罪や事故から保護するため、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを地方公共団体と協力して推進している。

また、市町村が、認知症高齢者がはいかいた場合に早期に発見できる仕組みを活用して、介護に携わる家族に対する支援サービスを実施する場合等に補助を行っている。

また、「振り込め詐欺」(いわゆる「オレオレ詐欺」等)については、平成16年12月に改正された「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(平成14年法律第32号)を活用するなどして、取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や金融機関等との連携に努めている。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行っている。

そのほか、全国で高齢化が進んでいる90地区を「平成16年度長寿社会対策パイロット地区」に指定し、これらの活動を強化した。

高齢者を虐待等の人権侵害から保護するため、人権尊重思想の普及・啓発及び人権相談体制の充実を図るほか、家庭や施設における高齢者に対する虐待、家族や訪問販売業者等による高齢者の財産権の侵害等、高齢者を被害者とする人権侵害について、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努めている。

また、平成16年3月に実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の結果を踏まえ、高齢者虐待への対応を含む総合的な相談窓口機能を担う「地域包括支援センター」の創設等を内容とする介護保険法改正法案を17年2月に第162回国会へ提出した(図2-3-16)。

ウ 防災施策の推進

災害時に高齢者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、病院、老人ホーム等の施設を守る土砂災害対策の重点的な実施、高齢化率の特に高い地域等が激甚な水害、土砂災害を受けた場合の災害防止等を実施した。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進した。

「住宅防火基本方針」(平成13年4月消防庁策定)に基づき、高齢者等を中心とした住宅火災による死者の低減を目標とした広報・普及啓発活動等の住宅防火対策を推進している。さらに、平成16年には、高齢者が過半を占める住宅

火災による死者を低減するため、住宅用火災警報器等の設置の義務付け等を内容とする「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年法律第65号)が第159回国会において成立し、16年6月2日に公布された。なお、新築住宅については18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日から施行されることになった。

また、本格的な高齢社会を迎え、「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)で定める老人福祉施設等以外の新たな高齢者居住施設(グループホーム等)が増加していることを踏まえ、グループホームを中心とした高齢者施設に対応する自動消火設備の消火性能等に関する実験を行った。さらに、防災基盤整備事業の一つとして災害弱者消防緊急通報システムの普及に努めている。

平成16年の一連の風水害では、多くの高齢者が被災した。高齢者が早期の段階で安全に避難できる仕組みを築き上げるためには、避難情報の伝達と避難支援体制の整備が不可欠である。

まず、これまでの避難勧告・指示よりも早い段階で、高齢者等の避難行動に時間がかかる者を対象とした避難情報を発令することにより、早期の避難を促すことが必要である。また、避難を支援する者も、同情報に基づいて支援を開始することが重要である。

これらの避難情報についての基準を明確にするため、平成17年3月に、有識者等からなる「集中豪雨災害時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を取りまとめた。

さらに、災害時にスムーズな避難支援を実施するためには平時からの準備が重要であり、高齢者等の一人につき複数の避難支援者を定める

など、具体的な避難支援計画(避難支援プラン)を策定しておくことが必要である。市町村によるこれらの避難支援プランの作成の参考となるよう、平成17年3月に、同検討会において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめた。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

だれもが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき、「食料・農業・農村基本計画」(平成12年3月閣議決定)を踏まえ、各種対策の連携を図りつつ、高齢者の能力発揮のための高齢者活動支援施設等の整備などを行った。

また、農村高齢者の農業関係活動や地域活動への取組を推進するため、高齢者活動に対する啓発、高齢者の自立活動及び都市高齢者等と行う地域づくり活動等を促進した。また、高齢者の持つ経験や能力をいかし、森林の利用に関する社会参画を促進するため、森林環境教育活動の企画運営者研修や指導者情報の提供などを行った。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組んだ。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、

啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行った。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開

かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図った。

また、農山漁村における農業施設のバリアフリー化等の整備を行った。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備した。